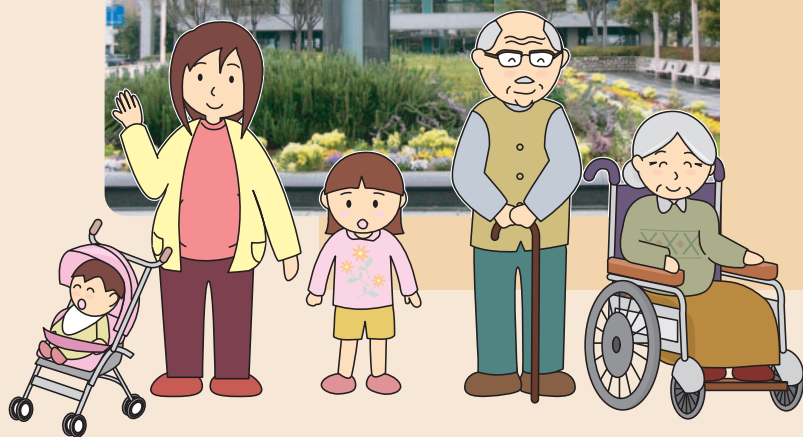
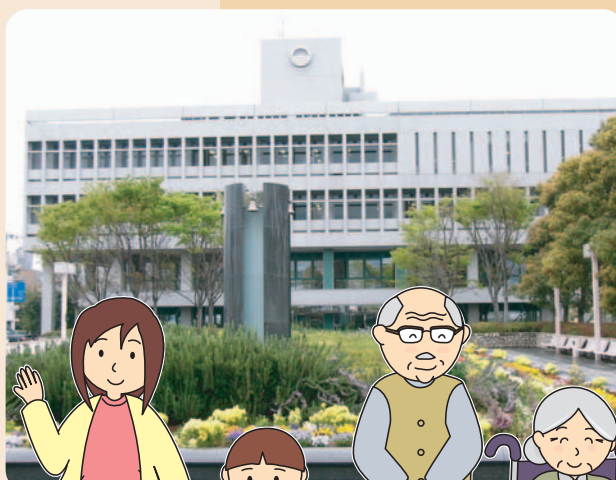
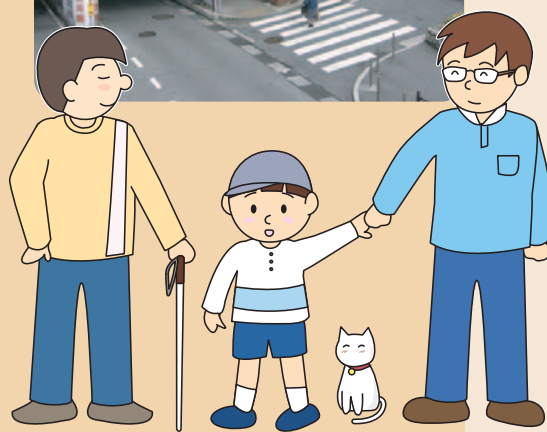


芦屋市交通バリアフリー基本構想

(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)



だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、
全ての人々がともに支えあう社会づくりを進めます

芦屋市

はじめに

我が国においては急激な少子高齢化の進展に加えて、人口減少社会へ突入するなど、社会全体の活力の低下が深刻に懸念される状況を迎えています。

また、障がいのある方も無い方も同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方も重要視され、高齢者や障がいのある方などの自立した日常生活及び社会生活を確保することができる環境づくりが強く求められています。



さらに、身体の状態や年齢、性別、国籍などを問わず、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、だれもが安全・安心、快適に暮らせる環境づくりが求められています。

このような社会的背景から、総合的なバリアフリー施策を推進するための「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」が平成18年6月に制定され、同年12月から施行されました。

本市では、交通バリアフリーの取組として、歩道の新設、改良などを実施するとともに、交通事業者に対してエレベーターの設置やノンステップバスの導入に係る助成を行ってきたところですが、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、このたび、バリアフリー法に基づき、阪神芦屋駅・市役所周辺を重点整備地区とした芦屋市交通バリアフリー基本構想を策定いたしました。

今後は、この構想に基づき、関係機関とも連携しながら、ハード面だけでなく、ソフト面のバリアフリー化事業も充実を図り、すべての人にやさしく、かつ芦屋らしさを持ったまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

本構想の策定にあたり、各種のご協力をいただいた関係者や市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成19年4月

芦屋市長
山中 健

【目 次】

1	交通バリアフリー基本構想の背景	1
	(1) 基本構想の背景と目的	
	(2) バリアフリー法の制定の経緯(交通バリアフリー法の改正)	
	(3) 基本構想の内容	
2	芦屋市の概況	9
	(1) 位置・面積	
	(2) 人口・高齢者数・障がい者数の状況	
	(3) 交通施設の状況	
	(4) 公共公益施設などの立地状況	
	(5) 鉄道駅及び周辺地区の概況	
	(6) 上位関連計画	
3	基本理念と基本方針	53
	(1) 基本理念	
	(2) 基本方針	
4	重点整備地区の設定	55
	(1) 重点整備地区設定の考え方	
	(2) 鉄道駅及び周辺地区の概況のまとめ	
	(3) 重点整備地区の設定	
5	生活関連経路等の設定	65
	(1) 生活関連経路	
	(2) 生活関連経路 の設定の必要性を検討する道路	
6	重点整備地区の課題	69
7	バリアフリー化のために実施すべき特定事業等	79
	(1) 整備の基本的な考え方	
	(2) 特定事業	
	(3) その他の事業	
8	基本構想の実現に向けて	93
	資料編	
1	基本構想策定の経過	97
	(1) 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定経過	
	(2) 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要綱	
	(3) 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定委員会委員	
	(4) 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定委員会の開催状況	
	(5) 基本構想策定への市民意見	
2	まち歩き点検調査	107
	(1) 調査の概要	
	(2) 調査の実施方法	
	(3) 調査結果のまとめ	
	用語の説明	133